

# 第1章 下田市国土強靱化地域計画とは

## 1-1 国土強靱化地域計画の背景

国土強靱化とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行うものである。

わが国では、これまでも地理的及び自然的な特性ゆえに、多くの自然災害による被害を受けており、規模の大きな災害であるほど、多くの尊い人命が奪われ、かつ、莫大な経済的・社会的及び文化的損失を被り続けてきた。こうした状況の中、未曾有の大災害となった東日本大震災により、改めて自然災害の脅威を思い知らされることとなり、それ以降においても地震・大雨・台風等による被害は、年々甚大なものとなる傾向をたどっている。さらに、今後も気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増加が懸念されるとともに、南海トラフ巨大地震を始めとした、これまでに経験したことのない大規模災害の発生も懸念されている。

このような背景を踏まえ、下田市（以下「本市」という。）においても、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する”強靱な下田市“をつくりあげるため、本市の国土強靱化に関する指針として、下田市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

## 1-2 国土強靱化地域計画策定の趣旨

### (1) 国及び県における取組

国では、事前防災、減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するために、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「国土強靱化基本法」という。）」を公布・施行し、平成26（2014）年6月に国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画を閣議決定した上で策定した。また、平成28（2016）年熊本地震等の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30（2018）年12月には策定後約5年が経過し計画の見直し時期を迎えたことから、計画の見直しを実施している。

静岡県では、これまでに、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や地震・津波対策アクションプログラム2013等において取組を推進しているが、国土強靱化地域計画については、平成27（2015）年4月に「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）（以下「静岡県国土強靱化地域計画」という。）」を策定した。また、令和2（2020）年3月には、近年の自然災害の教訓を踏まえ計画の見直しを実施している。

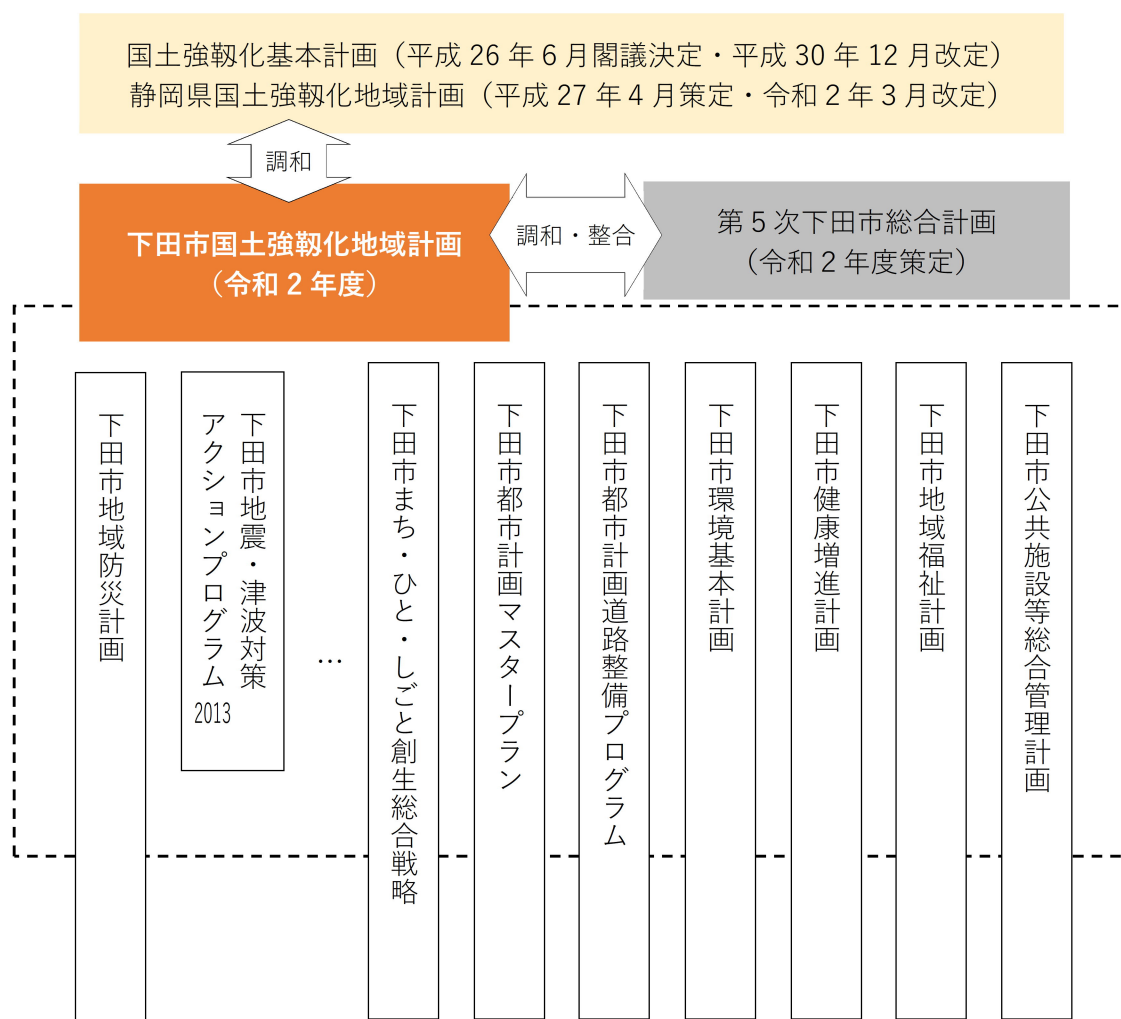
### (2) 本市における取組

本市では、下田市地震・津波対策アクションプログラム2013に基づき、地震・津波から命を守る、被災後の市民の生活を守る及び迅速かつ着実に復旧、復興を成し遂げることを基本目標とし、想定される犠牲者を今後10年間で、8割減少させることを達成するため、木造住宅の耐震化、家庭内の家具固定、住宅への耐震シェルター整備、幼稚園・保育所・小中学校の校舎や屋内運動場の耐震化、ハザードマップの作成・配布、消防団の統合、消防団詰所の耐震化・津波浸水想定区域外への移転、自主防災組織の資機材整備、水道施設の耐震化、備蓄食料等の整備、津波避難路の整備、避難所となる施設への非常用トイレの設置、耐震性貯水槽の整備等防災力の強化に取り組んできた。

今後、より一層の災害への対応力と防災に係る各取組の実行性の向上を図るために、本市においても国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、本計画を策定し、国土強靱化に関する取組を着実に推進することが求められる。

### 1-3 計画の位置付け

国土強靱化地域計画とは、国土強靱化基本法第13条に規定され、本市の各種計画における国土強靱化に関連する事項の指針となるものであり、本市の最上位計画である第5次下田市総合計画（令和2（2020）年度策定）と調和・整合する計画として、下田市地域防災計画を始めとした本市の各種計画に対する上位計画と位置付ける。また、本計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画との調和を図るものとする。



図－本計画の位置付け

## 1-4 計画の構成

本計画における計画の構成は以下のとおりである。

### 第1章：下田市国土強靱化地域計画とは

計画策定の背景、趣旨、計画の位置付け、期間等について整理している。

### 第2章：本市の地域特性と予想される災害

本市の地域特性を踏まえ、予想される災害リスク、災害危険区域、避難施設、観光客における避難対策の現状、地域別にみた災害リスク等を整理している。

### 第3章：基本的な考え方

本計画における基本理念、基本目標、対象とする災害等について整理している。

### 第4章：脆弱性評価と重要課題の整理

事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定したうえで、脆弱性評価として、担当課へのヒアリングにより、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、本市が実施している又は実施予定の事業を整理し、本市の国土強靱化に向けた課題の整理をしている。

#### 参考資料1：脆弱性評価結果

第4章において実施した脆弱性評価結果について整理している。

#### 別冊：脆弱性評価・重点プログラム一覧

脆弱性評価にあげた事業及び事業の進捗管理を実施する重点プログラムについて一覧表に整理している。

別冊にあげた事業の進捗を踏まえて、脆弱性評価結果における分析を実施。

### 第5章：国土強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野を設定したうえで、各施策分野における推進方針を整理している。

### 第6章：計画の推進に向けて

本計画の推進に向けて、上位・関連計画等との見直しと整合、本計画の見直し、積極的な事業の推進のための取組等について整理している。

### 第7章：重点プロジェクトの推進

本計画において、特に重点的に推進すべき取組について、重点プロジェクトとして整理している。

### 第8章：事業の進捗管理（重点プログラムの選定）

KPI（重要業績評価指標）を設定し、事業の取組状況について進捗管理を実施する事業について、重点プログラムとして整理している。

## 1-5 計画期間

計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

第5次下田市総合計画と整合を図り、目標年次は令和12（2030）年度とする。また、第5次下田市総合計画の改定と合わせて本計画についても改定を実施する。

さらに、国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画等の動向も踏まえ、適宜見直しを行う。